

岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則及び貸付金の返還免除に関する  
 条例の運用について【キャリア形成プログラム】

制定：平成28年 3月31日医推第1638号  
 付記：平成29年 7月30日医推第 597号  
 平成30年10月 4日医推第1480号  
 令和 元年10月 2日医推第 988号  
 令和 2年10月12日医推第 920号  
 令和 3年10月12日医推第 938号  
 令和 4年10月19日医推第 868号  
 令和 5年10月19日医推第 966号

1 用語の定義

指定業務	岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則（平成21年岡山県規則第15号。以下「規則」という。）第1条に規定する医療業務をいう。
奨学生	規則第4条に規定する奨学生をいう。
奨学資金	規則第1条に規定する奨学資金をいう。
義務年限期間	奨学生が指定業務に従事する期間であって、貸付金の返還免除に関する条例（昭和41年岡山県条例第7号。以下「条例」という。）第6条第1項第1号に規定する奨学資金の貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間をいう。
臨床研修	医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。
大学病院	医学を履修する課程を置く大学に附属する病院をいう。
基幹型臨床研修病院	医師法第16条の2第1項の指定を受けた臨床研修病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。
指定医療機関	規則第1条の規定により知事が別に指定する県内の医療機関をいう。
専門研修基幹施設	専門医を育成するための専門研修プログラムを管理し、当該プログラムに参加する専攻医及び専門研修連携施設（専門研修基幹施設が定めたプログラムに協力して専攻医に専門研修を提供する施設）を統括する施設をいう。

2 義務年限期間中の指定業務

奨学生であった者が義務年限期間中に従事する指定業務の要件及び留意事項は、次のとおりとする。

なお、奨学生であった者の身分は、指定業務に従事する医療機関の職員とし、その者の労働条件は当該医療機関が定める規定を適用する。

(1) 臨床研修

① 要件

奨学生であった者は、大学病院又は基幹型臨床研修病院（いずれも県内の病院に限る。）が行う2年間の臨床研修を受けることとする。

② 留意事項

奨学生又は奨学生であった者は、医師臨床研修マッチング協議会により行われる医師臨床研修マッチングに参加して臨床研修を受ける病院を決定する。

(2) 地域勤務

① 要件

a 奨学生であった者は、義務年限期間から(1)の臨床研修及び(3)の県内の専門研修基幹施設等が行う研修の期間を除いた5年以上の期間を、指定医療機関に勤務し、診療等に従事することとする。

b 奨学生であった者は、(1)の臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内にaの指定医療機関での勤務を開始するものとする。ただし、特別の事情によりやむを得ないと知事が認める場合においては、この限りでない。

② 留意事項

a 奨学生であった者が①aの指定医療機関で勤務する期間は、年単位とする。ただし、特別の事情によりやむを得ないと知事が認める場合においては、この限りでない。

b 同一の①aの指定医療機関で継続して勤務できる期間は、3年までとする。ただし、特別の事情によりやむを得ないと知事が認める場合においては、この限りでない。

(3) 県内の専門研修基幹施設等が行う研修

① 要件

a 奨学生であった者は、次の研修（以下「選択研修」という。）を受けることができる。ただし、指定業務となる選択研修の期間は2年以内とする。

(a) 県内の専門研修基幹施設が行う研修

(b) (a)の施設以外の県内の施設が行う研修

b a(b)の選択研修は、奨学生であった者があらかじめ知事に研修計画書を提出し、知事が指定業務として適当と認めたものに限るものとする。

3 奨学資金の貸与期間が6年未満の者の取扱い

(1) 規則第5条ただし書きの規定による知事が適当と認める貸与期間は、48月以上71月以下の月数とする。

(2) 奨学資金の貸与月数が48月以上71月以下の者については、2(2)①a及び(3)

①aにかかわらず、地域勤務の期間及び選択研修の期間は次の期間とする。

① 地域勤務の期間は、次に掲げる区分に応じて、次に定める期間とする。

a 奨学資金の貸与月数が61月以上71月以下の者  
5年以上の期間

b 奨学資金の貸与月数が48月以上60月以下の者  
奨学資金の貸与月数以上の期間

② 指定業務として選択研修を受けることができる期間は、①aの者にあつては義務年限期間から臨床研修の2年間及び5年の期間を除いた期間以内、①bの者にあつては義務年限期間から臨床研修の2年間及び貸与月数の期間を除いた期間以内とする。

4 研修、休業、休暇等に係る義務年限の取扱い

- (1) 規則第 1 1 条第 1 項各号に該当する場合において知事が別に定める期間は、次に定める期間とし、当該期間は条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する従事した期間から控除する。
- ① 規則第 1 1 条第 1 項第 1 号に該当する場合  
2 年以内の期間（連続、非連続いずれでも可）
  - ② 規則第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当する場合  
所属する医療機関の規程により育児休業若しくは介護休業を取得し、又は休職若しくは停職にされた期間
  - ③ 規則第 1 1 条第 1 項第 3 号に該当する場合  
知事が場合に応じて定める期間
- (2) 奨学資金の貸与月数が 4 8 月以上 7 1 月以下の者が義務年限期間内に 2 (3) ① a (a) の選択研修を受ける場合は、当該研修の修了に必要な期間（最長 4 年）まで、(1) ① の期間の延長を認める。
- (3) 休暇等に係る義務年限の取扱いは、学校法人自治医科大学における取扱いに準じることとし、別紙のとおりとする。
- なお、別紙において、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）は「地方公務員育児休業法」と、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）は「育児・介護休業法」とする。

## 5 期間の計算方法

- (1) 条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する期間は、次に定める計算方法による。
- ① 従事した期間  
指定業務の開始日の属する月から指定業務の終了日の属する月までを算入する。
  - ② 奨学資金の貸付けを受けた期間の 2 分の 3 に相当する期間  
奨学資金の貸付けを受けた期間に 2 分の 3 を乗じて得た月数に 1 月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- (2) 4 (1) ① から ③ まで及び (2) に定める期間の開始日の属する月から当該期間の終了日の属する月までの月数を従事した期間から控除する。
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 0 条に規定する育児短時間勤務をしたときの従事した期間は、次に定める計算方法による。
- ① 育児短時間勤務をした月数の合計に、「1 週間当たりの通常の勤務時間数」を除いて「実際に勤務した 1 週間当たりの時間数」を乗じて得た月数とする。
  - ② ① に基づいて算出した月数に 1 月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
  - ③ 育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は 1 月従事したものとみなす。
  - ④ 育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中であるときは、当該日の属する月は従事した期間から控除する。

## 6 その他

指定業務に支障を来さない限り、医局への入局や大学院への入学は差し支えないものとする。

## 付記

### 1 取得可能な専門医

- ・ 義務年限期間中の指定業務として、選択研修（専門医研修）は2年まで、さらに、研修のための中断は2年まで認めていることから、研修年限が4年以下の専門医研修プログラムの専攻が可能である。（以下の○数字は研修年限）

（内科③、小児科③、精神科③、外科③、整形外科④、産婦人科③、眼科④、耳鼻咽喉科④、泌尿器科④、脳神経外科④、放射線科③、麻酔科④、病理科③、臨床検査科③、救急科③、形成外科④、リハビリテーション科③、総合診療③）

- ・ 地域卒卒業医師が勤務する病院が連携施設等になっている場合は、義務としての地域勤務と専門医研修プログラムの専攻が両立できることから、義務年限期間中にすべての基本診療領域の専門医の資格を取得することが可能である。（皮膚科⑤も専攻可能）
- ・ なお、岡山県社会医学系専門医研修（地域保健、精神保健、疫学・衛生学、公衆衛生学）連携プログラムを専攻することで、義務年限期間中に社会医学系専門医の資格を取得することも可能である。（研修年限は3年）

### 2 産婦人科コース

- ・ 本コースを希望する者は、本文2（2）bの規程にかかわらず、初期臨床研修修了後、直ちに産婦人科の専攻医となり、速やかに専門医の資格を取得することとする。
- ・ 専門医の資格を取得した後は、当該資格に係る医師不足地域において勤務することとする。
- ・ 令和6年4月から本コースの地域卒卒業医師が地域勤務を開始する病院は、次の医療機関とする。

<津山・英田保健医療圏>

一般財団法人津山慈風会 津山中央病院

### 3 県保健所等での勤務

- ・ 臨床研修終了後、公衆衛生医師としての勤務を希望する地域卒卒業医師のうち、県保健福祉部が適当と認めた者については、医師不足地域を管轄する県保健所等で勤務することとする。
- ・ 具体の配置については、地域卒卒業医師の希望や専門性、県保健所等における医師配置の状況等を踏まえて、県保健福祉部において検討する。

### 4 配置方針及び対象となる医療機関群（産婦人科コースを除く）

- ・ 岡山県医療対策協議会で協議し、岡山県が決定した配置方針に従うものとする。
- ・ 令和6年4月に地域勤務を開始する地域卒卒業医師の配置方針は、次のとおり。

#### 【前期配置（卒後3年目又は4年目）】

- ① 県北の保健医療圏の充足状況を勘案した上で、県南の保健医療圏にも可能な範囲で配置する。
- ② 保健医療圏ごとの勤務候補病院の選定数については、配置希望病院の数及び評価を勘案しつつ、バランスがとれるよう設定する。
- ③ 地域卒卒業医師が総合的に診療する能力を習得できる病院を対象とし、地域の医師不足、病院の教育指導体制や地域で果たしている役割等の総合評価及び地域勤務を希望する地域

卒卒業医師数とこれまでの配置状況を勘案し、勤務候補病院を選定する。

なお、既に地域卒卒業医師が配置され、翌年も勤務する場合は病院評価を減算する。その上で、地域の医師不足の解消のために更に医師を配置することが適当と認める場合は、他の医師不足地域への配置状況を勘案した上で、再度勤務候補病院として選定する。

- ④ 地域卒卒業医師と勤務候補病院の双方の希望を踏まえてマッチングを行い、勤務病院を決定する。

**【後期配置（卒後概ね7年目以降）】**

前期配置と同様とする。ただし、原則、地域卒卒業医師が総合的に診療する能力を十分に発揮できる病院を対象とし、③の総合評価については、次のとおりとする。

病院の医師不足（常勤医師の人数、救急車受入台数等）に重点を置く。

配置希望病院の要望と地域卒卒業医師の専門性が一致する場合は考慮する。

- 令和6年4月から地域卒卒業医師が地域勤務を開始する病院は、次の医療機関群から選定する。

**【前期配置（卒後3年目又は4年目）】**

<高梁・新見保健医療圏>

高梁市国民健康保険成羽病院

<真庭保健医療圏>

真庭市国民健康保険湯原温泉病院

<津山・英田保健医療圏>

医療法人さとう記念病院

<県南東部保健医療圏>

備前市国民健康保険市立日生病院

〃 吉永病院

<県南西部保健医療圏>

医療法人社団清和会 笠岡第一病院

矢掛町国民健康保険病院

**【後期配置（卒後概ね7年目以降）】**

<真庭保健医療圏>

医療法人美甘会 勝山病院

<津山・英田保健医療圏>

鏡野町国民健康保険病院

一般財団法人江原積善会 積善病院

医療法人 総合病院津山第一病院

社会医療法人清風会 日本原病院

<県南東部保健医療圏>

岡山市久米南町組合立国民健康保険福渡病院

<県南西部保健医療圏>

井原市立井原市民病院